

九州工業大学情報科学センター利用規程

昭和63年 4月 1日

九工大規程第 21号

九州工業大学情報科学センター利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、九州工業大学情報科学センター規則(昭和62年九工大規則第20号)第16条の規定に基づき、九州工業大学情報科学センター(以下「センター」という。)の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の原則)

第2条 センターの利用は、教育、研究、教育研究支援、自主学習、その他九州工業大学(以下「本学」という。)の運営上必要と認められるものに限るものとする。

(利用の資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学に所属する職員及び学生
- (2) 情報科学センター長(以下「センター長」という。)が特に許可した者

(利用の承認)

第4条 センターを利用しようとする者は、センター長の承認を得なければならない。

(目的外利用の禁止)

第5条 利用者は、課題番号を当該課題等に係る目的以外に利用し、又は他人に利用させてはならない。

(利用状況の届出等)

第6条 利用者は、センターを利用する必要がなくなったときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、必要に応じ、利用者に対しセンター利用に係る事項について、報告を求めることができる。

(損害賠償)

第7条 利用者が、故意又は重大な過失により設備等を損傷したときは、その損害に相当する費用を負担しなければならない。

(利用の取消)

第8条 センター長は、利用者がこの規程に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生ぜしめたときは、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止することができる。

(経費の負担)

第9条 センターの利用にあたっては、利用に係る経費の一部を負担しなければならない。ただし、センター長が特に必要があると認めるときは、利用負担金の一部又は全部を免除することができる。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用の関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。